なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

⑼　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

⑽　専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑾　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

⑿　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

⒀　契約書作成の要否　要。

⒁　技術提案の可否及び評価については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。

⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵から⑷までに掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２⑵から⑷までに掲げる事項を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒅　予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

⒆　一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

⒇　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ITO, Shinya, Director General, Okinawa Defense Bureau, MOD

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : New construction of Housing at Katsuren 2025FY

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : June 18, 2025, 12 : 00 noon

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : August 4, 2025, 12 : 00 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Okinawa Defense Bureau, MOD 290―9 Aza-Kadena, Kadena-cho, Nakagamigun, Okinawa 904―0295 TEL 098―921―8131 (Ext. 166) FAX 098―921―8167

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和７年５月16日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役　理事長　芦立　訓

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　日本スポーツ振興センターＨＰＳＣ・アスリートヴィレッジ宿泊機能改善等基本設計業務

⑶　業務内容　バリアフリー改修、空調設備、照明設備等更新の基本設計業務

⑷　履行期限　令和８年２月27日

⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格、選定基準及び評価基準

⑴　技術提案書の提出を求める者に要求される資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている２者又は３者により構成される設計共同体であること。なお、設計共同体で参加する場合は、「日本スポーツ振興センターＨＰＳＣ・アスリートヴィレッジ宿泊機能改善等基本設計業務」に係る設計共同体としての登録を行っていること。

①　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

②　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格について、令和７、８年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。

③　参加表明書（以下「表明書」という。）の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

⑤　一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注設計・コンサルティング業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと及び「誓約書」に誓約できる者であること。

⑦　経営状況が健全であること。

⑧　不正又は不誠実な行為がないこと。

⑨　国税を滞納している者でないこと。

⑵　技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

①　担当予定技術者の能力　資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

②　技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績